

Title	古田精司著 法人税制の政治経済学
Sub Title	
Author	西野, 万里
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1995
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.4 (1995. 1) ,p.625(117)- 628(120)
JaLC DOI	10.14991/001.19950101-0117
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19950101-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

古田精司 著

『法人税制の政治経済学』

有斐閣，1993年9月，x + 223頁

本書は、日本財政学会の重鎮であり、とくに法人税および法人税転嫁論の権威である著者の年来の研究の結晶である。著者はJ. ティンバーゲン、R. M. マスグレーヴ等の薫陶を受けられ、早くから法人税および法人税転嫁・帰着の研究に取り組んでこられた。法人税は多くの先進工業国における税体系の根幹をなす税であり、税制改革の焦点の1つであるが、そのあり方を問う際のキーポイントとなっているのが転嫁・帰着問題である。わが国でのこの領域の研究は世界に遅れをとっていたが、これを現在の水準にまで高めたのは本書の著者の業績に負うところが極めて大きい。

著者が早くから法人税研究に着目されたのは、財政学、政治経済学の研究の目標を資本主義経済と財政との関係の解明におかれ、法人税という「窓」を通してこれにアプローチしようとされたためであり、本書の表題や構成からも、そのような著者の研究上のスタンスが読み取れる。

本書の構成は、第1章でいかなる法人税制が望ましいかという問題提起がなされ、第2章と8章で現行法人税制の問題点が分析され、3、4、5、6章で法人税の最大の問題点である転嫁・帰着が徹底的に究明され、さらに7章で法人税制の操作や決定のありようを公共選択論の立場から明らかにするという形になっている。終章では最初の問題提起に戻って、個人所得税と法人税の抜本的な改革案として支出税とキャッシュ・フロー法人税が取りあげられて詳述され、その導入可能性が模索される。この構成を見ると、著者が現行法人税

制の難点からその維持に消極的であり、キャッシュ・フロー法人税の採用にたいして肯定的な判断をもっておられることが推察される。

第1章「所得税制と支出税制における法人税」は、法人税制がいかにあるべきか、いかなる改革を必要としているかという問題提起の序章である。

まず租税体系の中核をなす所得税の改革が論じられ、これと整合する法人税改革が1つの望ましい方向として示唆される。それは所得税の支出税への転換と、法人税のキャッシュ・フロー法人税への転換であり、イギリスのミード報告に基づいてその構想が紹介される。著者はここでは自身の新税制支持を暗示されてはいるものの、中立的な立場から読者に「構想」への注意を喚起するにすぎないが、最後の章でこれが再び取りあげられていることから、あるべき税制の将来像として積極的に支持されているものと思われる。

新税制の現段階での実現可能性については著者は懐疑的であり、そこで当分は現行法人税制が維持される可能性が強いとの判断から、現行法人税および法人税特有の問題点が以下の章で論じられる。

第2章「法人企業投資モデルにおける法人税」においては、法人税の問題点の1つとして注目される投資インセンティブへの法人税の影響が考察される。まずD. W. ジョルゲンソンの新古典派最適資本蓄積論にもとづいた新古典派企業投資モデルに、法人税と個人所得税が導入される。このモデルを用いて、税率の増減、減価償却制度の変更や投資税額控除の操作などが資本の利用コストをいかに変化させ、資本の供給がいかなる影響を受けるかが分析される。

ここで得られた結論にたいする著者の次のような評価はとくに注目される。第1に、税制の操作が効果を発揮するまでに要するタイム・ラグが資本集約型産業ほど長いはずであり、景気対策としての投資減税政策がとられる場合、タイミングのずれによって景気不安定を増幅させる危険性がある。新古典派モデルがこの問題に対処できないな

らば、景気政策が依拠するに足るほどのリファインされたモデルとはいえない。第2に、法人税の操作は投資水準よりも、むしろ、法人部門と非法人部門との間の投資配分に一層大きな影響を及ぼすはずであるが、このモデルでは一般均衡分析の視点を欠いている。

第3章「法人税の転嫁計量分析：K-Mモデルの適用」では、M. クルジザニアクとR. A. マスグレイヴによる転嫁の計量分析が紹介され、その日本への適用が試みられる。K-Mモデルはこの研究領域では初めての計量分析であり、転嫁指標として資本収益率を用いた点に特徴がある。自己資本と総資本をベースとする資本収益率から2種類の転嫁尺度が導出されるが、これで計測されたアメリカの製造業の転嫁度はいずれのベースでも100%を超えるものであった。

同様に著者が日本の全製造業について計測された結果も、100%を大幅に上回る過剰転嫁であった（著者は当モデルの日本への適用に際して、K-Mの操作変数法を中心とする手法の代わりに単純最小自乗法を用い、また、プレッシャー変数として雇用率を説明変数に追加しておられる）。日米についてのK-Mモデル分析の推定結果は、ともに伝統的転嫁仮説であるゼロ転嫁を真っ向から否定するというショッキングなものであった。

K-Mは100%を超える過剰転嫁の原因について、法人税増税が寡占市場で価格引上げのチャンスとなるという仮説で説明する一方で、推計モデルに含まれる歳出とインフレが転嫁度の過大評価に関連すると認めている。つまり法人税の増徴による歳出の増大は総需要の増大を通じて企業収益率を高める効果があり、インフレは企業利潤を増加させて資本収益率を高め、転嫁を誇張する可能性をもつからである。

K-Mモデルにおいて本来的な転嫁指標として適切な自己資本収益率のほかに、総資本収益率が用いられているのは、前者による転嫁の過大評価の恐れを考慮したためであった。つまり、資金調達法について株式よりも借入金を有利に扱う法人

税制のもとで、法人税増税は資本構成上、借入金の比率を高め、その結果として自己資本収益率を押し上げるから、転嫁度が誇張される可能性があり、総資本収益率ベースの転嫁度を追加する必要があった（つまり、48頁の(2・3)式を変形すると、

$$S_t = (1 - Y_{g,t}) / Z^*_{t}$$

となるから、自己資本ベースで見た収益率 $Y_{g,t}$ が過大に評価されるほど、転嫁度 $S_t$ は誇張されることになる。しかし、アメリカで得られた推定値は自己資本ベースよりも総資本ベースの転嫁度が高いという予期されなかった逆の結果を示している。

これにたいして著者による日本製造業に関する計測では、自己資本ベースの転嫁度がより高い数値を示している。アメリカでよりも日本において一層良好な推定値を得た発見について、筆者は著者の大きな貢献と受け止めているが、著者自身は日本の推定値がアメリカの推定値と逆の符号をもつ点を指摘されるに留まり、あるいはこの発見の貢献を見落されているのかも知れない。

また、法人税変数を増税変数と減税変数に区別したモデル分析では、アメリカでの増税ケースで100%超の過剰転嫁、減税ケースでも数%のプラス転嫁が検出される。これにたいして著者による日本への適用結果は、増税ケースで大幅な過剰転嫁、減税ケースでも同様に100%を大きく上回るプラス転嫁を示している。日本のデータでは個別産業のうち、電力産業のみが減税変数にマイナス転嫁を示している。

日米間で対照的な減税の効果についての著者の次のような指摘は、政策的な示唆に富み、注目しなければならない。つまり、アメリカでは減税の利益の大半が消費者に還元されているのにたいして、わが国ではその利益がすべて企業に帰属し収益率の引上げに吸収されており、短期的には消費者が利益に与からない。また、このような状況のなかで、適正利潤の確保を目指して「公正報酬原則」にしたがって価格設定を行う電力業界のみ

(著者が取りあげた6産業のうち)が、例外的にアメリカ企業並の良好なパフォーマンスをもっている。

K-Mモデルにたいする批判は何といっても法人税増税の転嫁メカニズムが解明されていない点、モデルの理論的背景が明確にされていない点に集中する。しかし、初めて計量分析に挑戦した意義は大きく、本書の著者のフォローによってこのモデルから日米間の転嫁度の比較が可能となり、両国間の差異が把握できたことで一層興味深いモデルとなっており、K-Mとともに著者の業績は高く評価されて然るべきであろう。

第4章「ポスト・ケインズ派の法人税帰着論」では、N.カルダーのマクロ分配論に依拠した租税帰着論が取りあげられている。まず、ポスト・ケインズ派の利潤税帰着分析の原型、R.W.アンダーソン・モデルが紹介される。ここでは一般税としての利潤税の引上げが納税企業の貯蓄性向を低下させて、一定の貯蓄水準を確保する必要から利潤分配率が引上げられると考えられている。その結果、税のかなりの部分が転嫁されるので、利潤税は賃金にたいする課税に等しいと結論される。

続いて、部分税としての法人税の帰着をカルダーの分配論に基づき分析しているJ.イートウェル・モデルが紹介される。アンダーソン・モデルがいわゆる「絶対的帰着」のみを扱っているのにたいして、イートウェルは、配当の重複課税を調整しない独立法人税から、これに配慮した法人税(=配当部分減税型)に移行した場合の所得分配効果を「差別的帰着」として扱っており、著者はこれをより現実的な分析上のスタンスであると評価しておられる。この移行は経営者または配当受領者を有利化するが、著者はこの結論を、法人税増税の経営者、株主への帰着として読み替えておられる。しかし減税効果の帰属先と増税の帰着先とが必ずしも一致するとは限らないと筆者は考えるし、K-Mモデルでも増減税の転嫁の非対照性が示唆されていると思われるのがいかがであろうか。

A.アシマコプロスとJ.B.バービッジは、競

争モデルと非競争モデルとで帰着が異なり、前者では伝統的理論と同様に法人税の転嫁が見いだされ、税は労働の負担となるが、後者では転嫁は生じず利潤に帰着すると主張する。

著者はポスト・ケインズ派のこのような帰着分析を、所得分析を通じて法人税帰着の核心に直接アプローチする手法であるとして評価される一方で、次のような批判を加えておられる。つまり、ミクロとマクロの経済理論の統合の点から見ると分配モデルはなお不完全であること、分配率が暗黙のうちに帰着尺度とされているが、これと利潤率尺度との関係が必ずしも明確ではなく、また他の尺度の必要性も問われるべきであると。

第5章「法人税帰着の一般均衡分析：ハーバーガー・モデル」においては、始めて一般均衡論の枠組みで法人税帰着分析を試みたA.ハーバーガーのモデルが取りあげられ、その理論構造の詳細な吟味・検討が展開されている。

ハーバーガーは企業を法人部門と非法人部門に2分し、法人部門にのみ賦課された法人税が、この部門の収益率を低下させることから、資本や労働を非課税の非法人部門へと流出させ、結果的に非法人の資本を含む資本全般に税負担が帰着すると主張した。

著者はまず根本的な問題点として、法人税が法人資本所得への税として捉えられているが、法人税とは何かが必ずしも明確にされていない点を指摘される。次いでこのモデルの完全競争、資本・労働の供給一定とその自由な移動性などの仮定の非現実性を批判するとともに、モデルの変数やパラメーターの現実性にも疑問を提出しておられる。さらにモデル構築の際に選択された「時間と空間」が時代や経済的背景の変化によってモデルの妥当性を低下させることから、モデルの見直しが必要であると指摘されている。

第6章「租税の帰着：問題点の展望」では、転嫁・帰着、とくに帰着の概念規定がなお曖昧であり、学界でコンセンサスを得るに至っていない状況が考察される。著者は、セリグマンおよび同時

代のストックフィッシュ等から始めて、マズグレイヴを経てハーバーガー、ミーズコウスキーにいたる研究者の帰着概念の多義性・多様性を比較・検討され、さらにドッサーの動態的帰着、クルジザニアクの長期的帰着に言及される。これらを踏まえて著者が指摘されている次の点は傾聴に値する。つまり租税帰着概念は実質所得の再分配効果を意味し、したがって究極的には福祉または効用という壁に行き着くが、これを回避しようする方法が異なるがゆえに、帰着概念にコンセンサスが成立しないのではないかと。そこで当面、帰着概念は「好みの問題」といわざるを得ないほどの多様性に支配されることになる。

第7章「法人税率の決定と公共選択論」では、前章までの法人税の経済効果の分析あるいは転嫁・帰着論から一転して、法人税率の水準がいかに政治的に決定されるかが考察される。著者の用いているのは公共選択論の分析手法であり、議会制民主主義のもとで自己の効用関数の最大化を図る政党、官僚、利益集団、圧力団体、有権者等を前提に分析がすすめられる。

ここでは静学的部分均衡モデルが用いられたため、決定的な結論を得ることはできないが、著者は政党と利益団体が選挙運動資金を媒介とする交渉で、法人企業団体に有利な法人税率の変更を実現する可能性を示唆され、また、この分野での動学的一般均衡モデルの開発の必要性を強調しておられる。

第8章「生命保険法人税制の改革：日本とイギリス」では、特殊の課税ベースをもつ保険事業について、日英両国の状況が比較・検討され、現状を踏まえた適正な税制改革のあり方が問われる。両国は、生命保険会社が過大な準備金をもつことから他の金融機関と比較して著しく低い税負担のもとにあるという点で共通している。保険事業の法人税負担に関する分析は、重要であるにもかかわらず、

わらず、わが国ではほとんど未開拓のまま残されてきた。この問題をターゲットとしたイギリスの税制改革案についての著者の研究は、わが国の法人税制改革を進める上で貴重な示唆に富むものである。

第9章「抜本的法人税改革の方向」では、プロログにあたる第1章で提示されたテーマ、包括的所得税のメリットとディメリット、法人税の再評価、そして所得税の支出税への移行と法人税のキャッシュ・フロー法人税への移行問題が、詳細に検討される。

本書は、租税体系の中核をなす法人税について政治経済学的分析をすすめ、現在および将来の税制のあり方を究明したユニークな研究書である。とくに4つの章にわたる法人税の転嫁・帰着の分析は、新古典派経済学モデルからポスト・ケインズ派モデルまで網羅して展開され、K-Mモデルの著者による日本への適用も含めて本書の圧巻である。法人税転嫁・帰着論の研究者にとっては、この部分だけでも高度にアカデミックな専門書としての魅力に充ちている。著者は、さらに法人税制がこのような経済的分析だけでは捉え切れない政治的側面をもっているとの認識のもとに、公共選択論の立場から法人税率等の政治的決定プロセスを分析されている。これは従来の研究が政治学的アプローチを忘れがちであったことにたいする警告としても傾聴すべきであろう。本書の転嫁・帰着論の部分に当然加えられてもよいはずの著者自身の多くの他の研究論文が割愛されているのは残念であるが、しかし、そうすることによって、本書を単なる転嫁・帰着論にとどめず、法人税制の政治経済学に昇華させ得たといえるかも知れない。

西野万里

(明治大学商学部教授)